

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

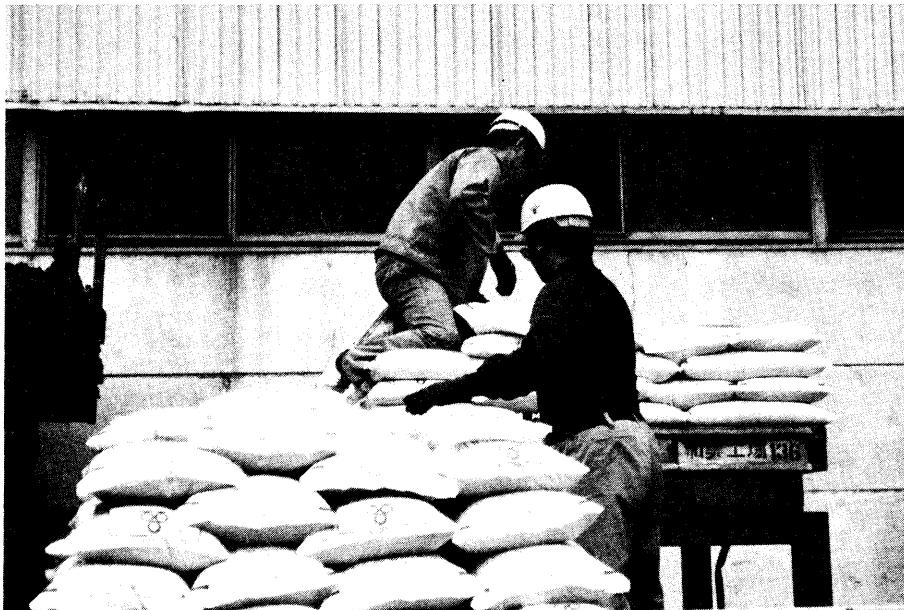
関西労災職業病 11月号

(通巻第138号)

関西労働者安全センター 1985.11.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742 100円



●11・21針灸訴訟勝利決起集会へ参加しよう！	1
●民営化・民間委託と労災職業病	3
●労災保険法改悪	6
●VDT	8
●つよまる労災医療へのしめつけ	10
通院費問題にみる	
●前線から（ニュース）	12

はり・きゅう治療の打ち切り

三七五通達撤回を求め裁判闘争へ

11・21 訴訟勝利決起集会へ 参加しよ、う！

労災保険によるはり・きゅう治療の打切り問題に関しては、この間当機関誌において読者諸氏に報告してきたところであるが、いよいよ来る十一月二十一日に大阪地方裁判所に提訴をし本格的な法廷闘争にもちこまれることが決定された。同時に、提訴日である二十一日の午後六時より府立労働センターにおいて、原告鈴木真規子さんの所属する総評大阪地域合同労働組合の主催による「訴

積極的に取り組んできており、今回の法廷闘争においても全精力をかたむけ、全面的な支援体制を組む決意である。ついては、読者諸氏にこの闘争に対する支援、協力を要請するとともに、当面する十一月二十一日

ものである。たとえば、ある被災者が一年間はり・きゅう治療を行ない徐々に症状も回復し、もうしばらく施術を継続すれば職場復帰も可能という段階まできたとしても、一年を越えれば、その被災者は自動的に症状固定を宣告され、保険給付を打ち切られるのである。事実、このよう

ては、これまでにも機会あるごとに述べてきたところであり、ここでは讼勝利決起集会」が左記の要領で開催されることも決定されている。安全センターとしても、この「三七五通達」反対・撤回闘争には当初よりしておこう。

この「三七五通達」の内容に関し

この闘いの意義を諸氏と再確認するという意味で、本通達の内容とそれに対するわれわれの見解を簡単に記しておこう。

状態に落とし込められた被災者は多数存在する。このような事態を引き起こすであろうことは充分予測できたにも関わらず、あえてこの「三七五通達」を強行してきた政府・労働省に対し、われわれは四年間にわたり闘いを開拓してきた。そして今後の法廷闘争においても、これまでの主張通り、すなわち個々の被災者の症状、あるいは主治医の意見を無視した画一的なはり・きゅう治療の打ち切りの不当性、違法性を柱に闘いを更に発展、強化していくかなければならぬ。

「三七五通達」の不当性、違法性を徹底的に暴露していき、鈴木さんのみならず、全国の被災労働者に対する即時完全救済、はり・きゅう治療打ち切り処分の撤回を勝ちとろう。

11.21はり・きゅう打切り

訴訟勝利決起集会

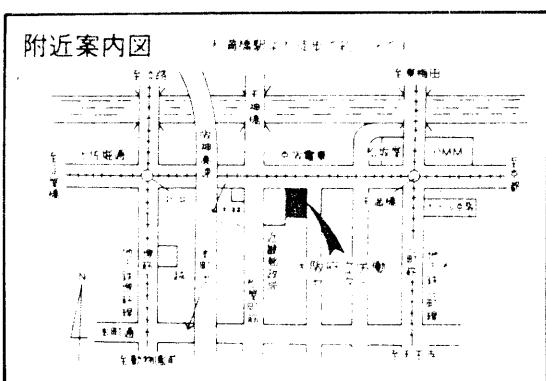
日時 .. 11月21日(木)、午後6時

場所 .. 府立労働センター・606号室

主催 .. 総評大阪地域合同労働組合

(集会)

- 大阪総評
あいさつ
- 闘争経過報告
- 原告決意表明



合理化

此問題と労災職業病

日本電信電話公社(下)

電々公社での労災職業病を考えるとき、電話綱の急速な発達、それにによる職場の近代化に合わせて頸肩腕障害が続々と発生し、それ以来、電々とケイワンの関係は切っても切れないとケイワンのものになってしまったと言つてよいだろう。そこで、今回はこの問題について考えてみたい。

ケイワンの歴史を作った 電々の職業病

頸肩腕障害という職場での病気が電々公社で大きな問題になってきたのは七〇年ごろからのことである。

七三年の五月二八日には、福島県郡山の局の女子労働者が猪苗代湖に入水自殺し、その遺書には「頭に鉛がくついたような苦しみに私は勝てません。一日も早く楽になりたい……」というように記されてあつた。この事件について「正に『合理化』に追い詰められて殺された」と感じ地域で全電通を中心抗議の鬨が取り組まれ、以降調査活動等を進め中で、急速に電々公社での頸肩腕障害が社会問題化されだしたのである。

こうして、合理化が進む職場の中で、頸肩腕障害がクローズアップされ、学会でも職業性のとらえ方がはつきりしてくるようになつたのである。そこで電々公社は、この問題について医師を集めプロジェクトチームを編成し「電々公社における頸肩腕症候群に関する医学的究明について」題する答申を七四年二月に提出させている。しかし、このプロジェクトチームは電々公社の病院である逓信病院の医師がほとんどの構成であり、とても客観的な結論と言えぬものではなかつたのである。例えば、答申の中で「本症発症初期段階での対応処理の遅れが要因の一つと考えられるが、本症の性格上やむを得ない経過的実態であった、との見解をとりたい。一と述べられており、

見逃して予防対策をとれなかつたのは当然と言わんばかりの結論である。この答申は、現在の頸肩腕障害の労災認定基準である、七五年に出された基発五九号「上肢作業にもとづく疾病の業務上外の認定基準」に、あの「心因性」論を含め大幅に取り入れられ、今なお頸肩腕対策を進める障害になつてゐるのは衆知のことである。

さて、このように一面では頸肩腕障害の歴史を先頭してきた感のある電々公社－NTTの現状はどうかと言えば、やはりこのプロジェクトチーム答申が生きているのである。頸肩腕障害の認定は通信局で行なわれるが、その認定補償のワクは極めて限定されたものになつてしまつてゐる。例えば、職業病として治療を行

なう場合、あくまで局内の医務室が基本であり、病院治療が必要なときは、通信病院へ行くことになる。頸肩腕治療に必要な医療のために他の医療機関に通うのは、局内で行なつていい治療だけ、というように厳しい制限がつけられている。局内の治療でよくならず、針きゅう治療を受けにいって、その医療機関で理学療法による治療も併用して受ける場合、針のみについて公務災害としての治療が認められるというようなどが出てくる。

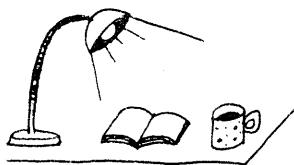
また、局内で要治療とされ、勤務軽減をし、ほぼ完治の状態までたどりつきながら元の勤務に戻りまた悪くなり治療する場合、これは一人につき一回に限られるという不思議な原則も決められている。つまり、公務災害の認定をもし局で受けた場合でも、患者の医師選択の機会はなく自分の納得する治療のためには自費を余儀なくされるというのが現状と言つてよいだろう。



電々公社がNTTに変わり民営化され、根本的な立場が利潤追求に変わりつきながら元の勤務に戻りまた悪くなり治療する場合、これは一人につき一回に限られるという不思議な一般的になつてゐる四時間または三時間というVDTの作業規制が無視され、現在のような六時間作業がそのまま持ち込まれるという事態を迎えるならば、労働者の健康破壊の実

態は、「私病」というヤミの中にうもれていく可能性が大いにあると言つてよいだろう。こうした問題は大きな警戒をする必要がある。

また、民営化されてからNTTは当然、労災保険法が適用されることになり、公務災害ではなく労働災害としての扱いがされている。つまり、労災認定も今後は第三者である労働基準監督署が下すことになる。したがって、この点を考えるならば、労働安全衛生、労災職業病をめぐる闘いの進め方も新たな方向が必要になつてくると言えるのではないだろうか。



お知らせ

「関西労災職業病」12月号は休刊とし、139号を特大号(価額：200円)として1986年1月10日に発行します。次号は、新連載を含め盛り沢山な内容を予定していますのでご期待下さい。また、センターでは現在、機関誌購読者の拡大運動を展開しています。読者の方々のお知合いを紹介いただければ、3ヶ月間試読誌をお送り致します。

「労災保険法改悪阻止へ大衆的な運動を！」

けつして認めてはならない「使用者の意見申出の機会」

これまでも述べたように、労災保険法改悪の動きは着々と進行しつつある。今回は、機関誌先月号の発行時点で未だ明らかになっていなかつた公益側素案「労災保険制度改正の基本的考え方」についてより詳しく述べる。

同素案は、一つは「制度改正を実施するもの」、二つは「継続検討事項」という二つの内容に別けて述べられている。言うまでもなく、最初の「制度改正を実施するもの」というのは今回改「正」が行なわれようとするものである。その中味は十八項目に別かれており、今号ではその中の主な改「正」五点を記しておく。

（一）層別の最低保障額・最高限度額を設定する

（二）事前健診の導入等特別加入制度の合理化を図る

（三）監獄等に収監中の者に対し、休業（補償）給付を支給しないことを明確にする

（四）一日のうち一部を休業する者に対する休業（補償）給付の額は、休業による賃金喪失分の六〇%とする

（五）保険給付請求事案に関する使用者の意見申出の機会を付与する（専属産業医の運用上の活用）

（二）に関しては、主に「最高限度額の設定」という内容に焦点があつて、その対象となるのか、等。現在、労働者はこの点につき、「収監理由のいかんは問わず」との態度をとつてゐる。（四）に関しては、現在は平均

一 年金の給付基礎日額に年齢階

層別に年齢階級による差額を設け、年齢階級による差額を設けることによって、労災保険の負担を軽減するための措置を講じることとする。この措置により、労災保険の負担を軽減する一方で、労災保険の被保険者の範囲を拡大することができる。また、労災保険の被保険者の範囲を拡大する一方で、労災保険の負担を軽減することができる。

（三）に関しては、主に「最高限度額の設定」という内容に焦点があつて、その対象となるのか、等。現在、労働者はこの点につき、「収監理由のいかんは問わず」との態度をとつてゐる。（四）に関しては、現在は平均

対して支払われる賃金との差額の六〇%未満の賃金しか支払われない場合は、賃金を受けなかつた日として休業補償は全額支給されているのである。しかし今回の改「正」においては、一律に休業による賃金喪失分の六〇%とする、というのである。この点に関しては、現在それほどの問題とされていないようであるが、たとえば長期にわたる部分就労を余儀なくされている被災者にとっては大きな問題であることを頭に入れておかねはならない。

この点に関しては、現在それほどの問題とされていないようであるが、たとえば長期にわたる部分就労を余儀なくされている被災者にとっては大きな問題であることを頭に入れておかねはならない。

「今すぐ改悪阻止の問い合わせ

職場・地域から

最後に、(五)に関してであるが、これは今回の改「正」点の中でも最も重大なものであるだろう。先月号で報告したように、政府・労働省は「使用者の不服申立制度の創設」という不服審査制度そのものを一挙に改

悪しようと目論んでいた。しかし、そうすることに少々無理があるとみるや、今度は「原処分(労基署)段階での業務上外決定に限つて」という注釈をつけながらも、「使用者の意見申出の機会を付与する」という内容を提出してきた。その上、その一部を労災保険法施行規則に取り込みたいとより具体的な提案を行なってきているのである。これについては前回も述べたように、不服審査制度そのものの改悪をねらつたものである。今回の「原処分に限つて……」という内容もその大改悪に向けた布石と考えるべきであり、今回の改悪においてそれを認めてしまえば、次回はいよいよ本命を改めてくることは明らかである。再度言っておこう。

「使用者がモノを言える条件」の力ケラさえ認めてはならない、と。

その他の改「正」点に関しては、また別の機会に報告するとして、以上述べた主な改悪内容を職場・地域にもち込み、改悪阻止に向けた運動の

強化拡大をお願いする。

改悪に向けた今後の動きについては、十一月中にも再度、公労使の間で調整が行なわれ、公益側試案を作成し、十二月には労災保険審議会に提出されるであろう。情報について見申出の機会を付与する」という内容を提出してきた。その上、その一部を労災保険法施行規則に取り込みたいとより具体的な提案を行なってきているのである。これについては前回も述べたように、不服審査制度そのものの改悪をねらつたものである。今回の「原処分に限つて……」という内容もその大改悪に向けた布石と考えるべきであり、今回の改悪においてそれを認めてしまえば、次回はいよいよ本命を改めてくることは明らかである。再度言っておこう。

労災保険法改悪阻止に向け大衆的な運動を強化しよう。



VDT作業についての作業管理規制を職場のとりくみに生かそう！

今年になって、VDT作業についての作業管理規制がいくつか出されている。これは、たち遅れていたVDT労働に関する研究が一定進んできたこと、ほとんどの職場にVDTが入っており、その対策を現場から強く求められているといふことにようといつてよい。ここで、これらの規制の主なものの中で基本的考え方について述べられている部分を紹介し、どう役立てていくべきかについて考えてみたい。

衛生の考え方を改めなくてはならない要点として、①事前協議、意見を反映させる権限を持つこと、②対応策が画一的にならないこと、③職場、組合に労働者が結集するプロセスを重視すること、をあげている。そし

て規制の考え方の基本として、条件の確保と自律的に仕事ができる職場体制の確立としている。

八月に発表された「自治労団体交渉のためのVDUガイドライン」

は、序論としてその基本的考え方について詳しく記されている。このガ

イドラインの特徴は、VDUの導入を前提とせず、導入の可否について労使交渉事項であることを前提として記していることで、各単組で主体的に協定、協約を締結すべきことを

強調している。また、安全衛生対策として、①他律的労働の強制からの解放と自律的労働の回復、②人間工学的対策、数量的規制のみでなく、労働者の意志にもとづいた選択の保證の必要性、③健康障害の実態とそのメカニズムはまだ未解明な部分も多く、その点への監視の必要性等があげられている。

他に七月には、産業衛生学会の「VDT作業に関する勧告」が出されている。

こうした規制では、VDT労働について、かなり細部にわたっての守るべき規準が記されているが、労組側からの対策としてたちに出てく

るのは、例えば、専従で従事する労働者を作らないなどいくつかの原則

を徹底した上で、作業者自身の作業への発言を強めるべく対策を強化するというようなことである。また、労組でこうした規準についての知識を学習会などを通じて把握しておくことが必要である。

血泊弟 VDT (Visual Display Units) の想い D T (Visual Display Terminals) A) 表現が違うが両方ともワープロ、パソコン、オフコンなどテレコの「クリーンと同じ表示装置を持つ機械すぐこのことを聞く」

各規制の全文等資料については安全センターまでお問い合わせ下さい。

わが国 V D T 作業の作業管理規制の推移と比較 (上辺) 「いのち」より

		産業衛生学会委員会報告 V D T 作業に関する勧告 (1985. 7)	総評 V D T 労働規制のための指標 (1985. 5)	自治労 V D U ガイドライン(第1次) (1985. 5)
作業編成	①作業者の自主的調整と自 主的作業計画を確保 ②他職種との組み合わせによ る負担の軽減 ③必要機器台数の確保	①健康状態にあわせて自 主的にコントロールする ②自律的に仕事ができる ような職場体制の確立	①専従で従事する労働者をつくって はならない ②日常業務で特定の個人に作業が集 中しないよう配慮されなければならない ③できるだけ創造的な業務と組み合わ せた業務編成をつくるべき ④仕事の方法等についての作業者の 自由な意志決定の保障	
V D T 作 業 時 間	1 日 1 連 続 作業休止 時 間 外 深 夜 勤 そ の 他	4 時間をこえない 5 分をこえない 5 分につき 10 分 原則としてさける 原則としてさける ただし公共的理由等では作業時 間短縮 ①高密度作業では作業休止を 頻回に挿入、作業時間を一層 短縮	4 時間以内、所定労働時 間の 1/2 をこえない 5 分以内 10 分以上(休憩) してはならない 技術的、公共サービス以 外は原則的禁止 ①昼食休憩時間を最低 1 時間確保 ②総労働時間をより短く すべき	3 時間をこえない(S E. プログラマ ーは 4 時間をこえない) 45 分 15 分(休憩) 原則として禁止 原則として禁止 ①45 分作業、15 分休憩を 1 サイクル として 1 日 4 サイクルをこえてはな らない ②時間外も含めて週 16.5 時間をこえ てはならない ③継続的作業では 2 交替制をとる。 ④S E. プログラマーはジョブ・ロー ーションを ⑤能率モニタリングの禁止
作業量		①数値データ入力では 4 万タ ッチをこえない ②賃金査定や人事考課のため の作業量測定はすべきない	①個人の作業データは能 力評価のための労務管 理に使用させない	①S E. プログラマーは V D U 作業 から隔離する日を適切に設ける
休暇、休養		①S E. プログラマーに特別 有給休暇を付与	①V D T 労働者は、特別 有給休暇を協定すべき	

つどある 通院費の支給制限

「治療の実態を無視した「適正給付」」

労災治療での通院費支給が当局の一方向的な通告によって打ち切られるという報告が相次いでいる。この攻撃は、針きゅう打切り制限以降激化して、労災医療への締めつけ被災労働者の切り捨ての攻撃の一環である。

通院費の支給に關し、労働行政は通達によつてきびしい制限を従来から加えている。大まかにいえば、①住居地又は勤務先から二キロ以上四キロ以内の治療に適した指定医療機関、②その範囲にないときは最寄り医療機関、③監督署長が受診を勧告した医療機関、のいずれかに通院する場合にのみ認めるというものである。いわゆる「基発四八号」である。捨て方針が、針きゅう打切り三七

とこで我々の基本的立場は、労災医療のためのすべての通院費は支給すべきである、といふところにあるのは言うまでもない。したがつて、四八号があるとしても、支給すべき通院費についてやみくもに四八号をたてて支給しないといふのであれば、運動によつて認めさせる必要があり、事実そうした闘いは各所で行なわれ、その結果一定の成果をつみ重ねてきていたいえよう。しかし、闘いの及ばないところでは、労働行政は平氣で不支給決定をたれ流してきているのが実態であった。

今日、「適正給付」という人をあざむくための役人言葉を使つた切り事実が証明しているところである。

五通達以降次々と具体化されてきていて、通院費に関しても「八四年十一・二〇事務連絡三二号」が出され、ことになった。広島では、郵便労働者の腰痛患者に対して不支給決定が下されている。大阪などで三二号が出て以降も認められた例についても、「広島独自でやる」と言ったといふことである。また、山口においても、来年一月以降は四キロ以上は打ち切ると局が通告してきている（大分安全センターニュース五一号）。他所も大同小異である。また気をつけなければならぬのは、三二号以前も以後も基本的には関係なし、という点である。

通院費支給制限の問題は、労災医療、大きいいえば労災補償のしめ付けの一環であることを、決まり文句的ではあるが再確認する必要がある。

安全衛生委員会の つくり方すすめ方

庄司 悠一・著

推選パンフレット

地方自治体における
安全衛生委活動を
組合の立ち場からゆ
かり易く解説

A5 85ページ 200円
発行:労働基準調査会
●安全センターで取り扱っています。

快適な環境・ 安全な職場を求めて

医療法人 南労会

関西環境分析センター

大阪市港区弁天2丁目1番30号

TEL. (06) 574-8049

環境計量証明事業登録

濃度 大阪府 10152号

騒音レベル 大阪府 10153号

作業環境測定機関登録

27 43号

(第1.3.4.5号)

前線から

自治労北境ブロックで

安全衛生學習会を開催

自治体労働者の

北 摂

安全衛生活動の強化へ

「公務員の衛生－現状と課題」と題して自治労顧問医の中桐伸五氏が講演を行なった。中桐

三日、高槻市職員厚生会館にて開催された。

大阪中央

典型的ケイワシ

— 潛在被災者は何人？ —

A社に勤めるYさんは頑張り地元のA社に入社、伝票申請を準備中、管理のコンピュータ端末操作に従事した。同職場に通っていたが、九月下旬から仕事量がさらに増加し、

氏は初の労組顧問医として昨年就任し、以来一年半の経験をふまえて、いかに自治体での安全衛生対策が立ち遅れているか、その労働実態と照らし合わせ、どのような観点に立って対策を考えていくべきかというような点について具体的な内容にわたって話された。

その後、特別アピールとして国労から五千万人署名も積極的に協力していく決意である。

この学習会は自治労北境ブロック安全衛生委員会担当者会議と安全センターとの共催によるもので、安全センターとしては公務員を対象とした初めての学習会として開催したものである。

学習会は「公務員の安全

A社に勤めるYさんは頑張り地元のA社に入社、伝票申請を準備中、管理のコンピュータ端末操作に従事した。同職場に通っていたが、九月下旬から仕事量がさらに増加し、

の要請があり、また、安全センターがこれまでの公災研活動の報告を行なった。

現在、北摂ブロックでは安全衛生活動の実態についてアンケート調査を行なっているが、こうした活動について安全センターとして積極的に協力していく決意である。

せせせせ

きき手である右手はさわられただけで痛いほどで、めまい、吐き気、頭痛という不定愁訴を訴えるようになり、松浦診療所に受診したものである。会社は、労災として認めており、その面での労災申請の障害はないが、職場の対策をいかに進めるかが今後の重要な問題である。

十一月二日、午後二時より、紀和病院開院一周年記念式典が、病院体育館で盛大かつアットホームな雰囲気の中でおこなわれた。

第一部では、伊藤院長はじめ各部署責任者のあいさつがあった後、メインの天心堂へつき病院々長松本文六氏の記念講演がおこなわれた。へつき病院は、労住医連加盟の先輩病院であり松本氏はその創生期からの実践経験の中から、今の紀和病院の現状にあてはまる経験を含む示唆に富む話を

され、一同熱心に聞き入った。
講演後、和歌山県評、松浦事務局長、全林野大阪地元の各来賓のあいさつがあり、第二部のパーティにてうつった。職員のかくし芸が次々と披露されたが、白眉は事務の黒田氏のものまねで、特に新任の佐藤医師のものまねは看護婦さんを中心て受けた。



和歌山

「積極的地域医療へ
地域に根ざし――」

なっていることは多言を要しない。地域に根ざしつつさらに積極的な地域医療の展開へ向け、更なる職員の方々の奮闘を期待したい。

紀和病院開院一周年

大阪

米穀運送の労働実態調査



実施を決定

全港湾大阪支部米穀運送分会

全港湾大阪支部米穀運送 を積みこみ、各米屋に配達 分会の労働実態調査を行なうことが決定した。米穀運送分会では、一九七五年に阪大労職研、安全センターの協力で行なったが、以降、それが缶ジュースであった腰痛症労災認定闘争を分會の中心課題として調査抜いた経過がある。しかしながら、労働の過酷さそのものは変わることなく、腰痛症の他にも内臓疾患が多いなど、かねてよりその有効な対策を求めてきたところである。

例えば、朝トラックに米の第一回の集まりを持つ予定になっている。

するという作業は、真夏であれば大量に汗をかき、一日に数リットルの水を体内に補給せねばならない。お茶を用意していらない場合は、それに補給せねばならない。お茶を用意していらない場合は、それが缶ジュースであつたのである。そしてそれが糖尿病の原因になる、というようになってきた経過がある。

今回の調査は、松浦診療所健診部、安全センターに加え、夏期ファイールド合宿に参加している医学部の学生の取り組みとしても行なう予定であり、今年中にそ

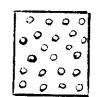
するといふ作業は、真夏で東南地域労災職業病交流会が平野区役所で開かれた。交流会では、これまで地域の労災、安全衛生に関する経験交流をおこなってきた。今回は、当該の総評東南地区評事務局長の宮崎良勝氏が『労災職業病とは一体どういうものなのか? 労働者はどういう意識で取り組むべきか?』をテーマに話された。

具体的には、労災の立証責任は会社にあること、安

全衛生委員会の利用のしかた、職場闘争の重要性、健

東南

労災職業病闘争はどうじるべか?



// 東南地域交流会開催 //

去る十月十五日、第五回東南地域労災職業病交流会がわかりやすく述べられた。ストレッチ体操で身体をほぐしたあと、市職民生保母公災中央審査への署名運動、地域労働基準監督署による労災申請の手順などを学んだ。また会の終了後、ろう者的手話教室がおこなわれた。

次回は十一月十四日同所で、松浦良和医師によるケイワン、腰痛の講演がおこなわれる予定。

十一月七日、六時より全

支部高木、センターパン岡が
あたつた。

今年のテーマは、「ケイ

あちこちで骨がボキボキ、
なった。最後、かけつけた

学習会が、ヤマト産業食堂
において開催され、四十八
名が参加した。この学習会

浦良和医師。約一時間の講
は毎年恒例となっており、演は、疾病の解説が中心で

今年で三年目。準備はヤマ
ト産業支部武田、オーシマ
あつた。

思うように身体が動かない
おもしろい姿に笑いがあふ
れだ。

今年で三年目。準備はヤマ
ト産業支部武田、オーシマ
そのあと、油田トレーナ

また、同じ地域でケイワ
ンの公務災害認定闘争を闘

けんしんだけより

松浦診療所 健診部

つてしまふわけです。

目的にあつた健診…そしてフォロー

あ、とおどろく一分間健診は
「どうからやてくれるのか？」

わが健診部でも年に何回か診察を
担当してもらっているA医師が、依
頼をうけて健診専門の機関におもむ
いたところ、一日当たりのノルマを
言ひ渡されてビックリ。一人で百五

十名診察せよといふのです。健診当
日は、服をぬいだ人たちがズラリと
並び、診察時間は一人当たり三分以
内。「これではまともな診断などで
きない」とこぼしていました。法定
健診だけクリアして、安あがりに済
ましいという企業と、短時間で量
をこなすことを最重点にしている健
診屋さんが組みあわさると、こうな

法定健診では、検査については一
応基本的な項目が定められています
が、診察内容についてはほとんど規
定がありません。よって、極端な場
合、一分間しか診察しなくともいい
といふようなことになってしまいま
す。組合として職場健診を評価する
場合、検査項目などもざることはな
ら、自分たちの目的にあつた診察が

キッチンと行なわれていてはどうかを
チェックすることが重要でしょう。
(注) 法定健診の内容全般に關す
る批判については、いづれ
あらためて説明したいと思
います。

がんじんかなめは

フオローネ体制

つづけて重要なのがフオローネ体制。先日、ある職場の健康診断で血圧が高く、放っておくと脳卒中をおこす危険性がある労働者がみつかり、医師は早急に診察を受け、治療を開始するように指示しました。ところが本人が受診をいやがり、その結果一

か月もたたないうちに倒れて入院、わななければなりません。自覚症状がないような場合、受診するのを院後に、それまでの健診データを提供するというようなことはできるも

のです。

あたり前のことですが、健診で検査や診察と並んで重要なのが、健診後のフオローネ体制。『要治療』や『要

下されるのがこわくて受診したくなっているのかわからないというも

い、というような心理は一般によくあります。それだけに、組合の安全担当者の役割は大きく、首に縛

をつけても受診させるというよう

なことがあります。それだけに、組合の心構えが必要だらうと思います。

誰もが働き続けられる職場をめざして

— 保育労働者の労災申請から完全復帰まで —

パンフレット

発行：総評大阪地域合同労組キングダーハイム分会
関西労働者安全センター

B5版三二頁
三〇〇円

一九八五年年末カンパへのご協力のお願い

各位におかれましては、年末闘争その他の諸とりくみにてお忙しいことと存じます。また日頃から当安全センターへの御指導、御協力にたいし心よりお礼申し上げます。

さて、臨調行革攻撃の嵐が吹き荒れるなかで、あらゆる職場で合理化の掛け声がとびかう昨今、労働者の命と健康を守る闘いが非常に厳しい状況のなかにおかれています。働きすぎによる循環器系の疾病やVDT労働による健康障害を始めとしたあらたな職業病が問題になり、一方で針灸治療に対する制限などの労災医療に対する不当な締め付けや、労災保険法の抜本的な改悪などの攻撃が強まっています。

関西労働者安全センターはこれまで、こうした状況にたいし、労災認定の闘い、法改悪阻止の闘い、さらには労働者主動の安全衛生活動の前進のため運動を進めてきました。労働者の命と健康を守る闘いが労働運動のもつとも基本的な課題の一

つとして重要性を増している現在、今後より一層活発な運動を推し進めて行きたいと考えています。

しかし、このような積極的な運動の展開の一方で財政が伴わないというのが現状です。今後とも財政の健全化を目指し努力していく決意ではあります。ですが、当面は各位の御協力に頼らざるを得ない状況であり、趣旨ご理解の上、一九八五年度年末一時金カンパへの御協力を強くお願いする次第であります。

関西労働者安全センター 運営協議会

議長 山本 敬一

十月の新聞記事から

一〇・五

単身赴任の会社員が飛びこみ自殺（大阪）
中央自動車道で観光バスが三十メートル
下に転落。社員旅行客三人が死亡、六十
人が重軽傷。運転手は事故直後に首つり
自殺（山梨）

一〇・六

造船所の大型クレーンバージ船で孫請け
従業員が転落、死亡（岡山）

一〇・七

産婦人科医が妊娠定期検診に来た妊娠
かうえの主婦を誤診、定期検診に来た妊
娠した主婦が訴えた（福岡）

造船所の大型クレーンバージ船で孫請け
従業員が転落、死亡（岡山）

一〇・八

産婦人科医が妊娠定期検診に来た妊娠
かうえの主婦を誤診、定期検診に来た妊
娠した主婦が訴えた（福岡）

造船所の大型クレーンバージ船で孫請け
従業員が転落、死亡（岡山）

一〇・九

造船所の大型クレーンバージ船で孫請け
従業員が転落、死亡（岡山）

造船所の大型クレーンバージ船で孫請け
従業員が転落、死亡（岡山）

一〇・一四

新聞社地下のマンホールで清掃中、酸欠
のため作業員一人が死亡（名古屋）
「甲山事件」の山田被告に対し、神戸地裁
は無罪判決。同二九日検察が控訴（神戸裁）

一〇・一七

下水道工事現場の下水管内で、有毒ガス
が発生、下請け作業員ら七人が倒れた
(大阪・摂津)

一〇・一九

ユニチカ宇治・レーヨン工場で、二硫化
炭素中毒症の二人に労災認定（京都）

一〇・二八

製糖工場のパート主婦を乗せたワゴン車
が大型ダンプカーと衝突。七人死亡、一人
重傷（北海道）

一〇・二九

労働省の三八年ぶりの労基法改正の動案
に對し、労働四団体と全民労協も改正案
をまとめた

一〇・三〇

海上保安庁のヘリコプターが送電線に
から墜落、乗員五人が重軽傷（岡山）

昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

〔関西労災職業病〕

11月号（通巻第138号）昭和60年11月10日発行

（毎月一回10日発行）

● 料金表

部 数	料 金 (年額)
1 部	2000円
2 部	3000円
3 部	4000円
4 部	5000円

部 数	料 金 (月額)
5 部	500円
6 部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 95721

（但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必ず
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。）

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。
近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで
定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送
配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の
通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお
送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場

合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれで
も結構です。

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

（株）千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28